

日田市農福連携整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農林業者と福祉施設等の連携を促進することで、農林業の新たな担い手を確保するとともに、障がいのある人も働きやすい就業環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ア 福祉施設等 障がい者等の社会参加に対する支援を実施する施設で、日田市内に事業所を有するもの。
- イ 農福連携 農林業者と福祉施設の農作業受委託契約に基づき実施されるもので、農林業者の圃場で行われる作業のほか、袋詰め等の出荷調整作業を含み、福祉施設内で実施される作業を含む。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、以下のいずれかの要件を満たす農林業者であること。

- ア 認定農業者又は認定新規就農者又は、農業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占める農業法人及び農業に参入する就労事業所等であること。
- イ 認定林業事業体又は林業の売上高が法人の事業全体の売上高の過半を占める林業法人であること。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 この補助金の交付の対象となる補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、日田市農福連携整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助事業者の日田市農福連携整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

（事業実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象施設の整備が完了したときは、速やかに日田市農福連携整備事業実績報告（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告の提出があった場合において、報告書等の書類の審査及び事業実施検査等により、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、日田市農福連携整備事業確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、日田市農福連携整備事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が第10条の規定に反した場合においては、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和5年4月19日から適用する。

別表（第 4 条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
日田市農福連携整備事業費補助金	障がいのある人も働きやすい安全で衛生的な就業環境の整備を図るために必要な施設整備及び改修に要する経費 トイレ、休憩所、既存施設改修、手すり設置等 ただし、国及び県の補助対象となるものを除く	補助対象経費の 1/2 以内 （標準事業費） 1,500 千円（上限） （補助上限額） 750 千円